

令和5年7月27日

大牟田市長 関 好孝 殿

大牟田市子ども・子育て会議
会長 宮田 忠雄

「(仮称) 子ども・子育て応援条例」について

令和4年8月26日付子育第452号により諮問を受けた標記のことについて、下記のとおり答申します。

記

(仮称) 子ども・子育て応援条例は、大牟田市が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが誰一人取り残されることなく健やかに成長できるまちを実現していくために、子ども・子育てを応援するための基本理念やルール等を定めたものであり、その取組みをこれまで以上に推進していくうえでの原動力となるものです。

今回諮問された(仮称) 子ども・子育て応援条例については、市内の中学生や高校生、関係団体等へのヒアリングを行い、大牟田市が作成した条例案について内容を検討するとともにパブリックコメントによる意見を踏まえ、当会議にて慎重に審議した結果、これからの子ども・子育ての応援を図る条例として、適切に作成されかつ内容も妥当なものと認めます。

この条例の理念のもと、まち全体で子どもや子育てを応援する機運が醸成され、子どもたちが健やかに成長できるまちづくりが推進されることを期待します。

なお、条例の答申にあたり、次の事項に十分配慮いただくことを要望します。

1. 子どもの意見について

児童の権利に関する条約において子どもたちが意見を出したり参加したりする権利が保障されており、本条例においても第4条にてそうした権利を尊重することが述べられている中、検討過程において、市内の中学生・高校生の意見を聴き、取り入れることができたことは、大変大きな意義がありました。

こうしたプロセスは、今後のまちづくりを行っていくうえでとても重要であることから、条例制定後も、子どもが意見を言える場所や仕組みを作っていただき、政策に反映していただくよう要望します。

2. 子どもが大切にすることについて

第5条「子どもが大切にすること」で、子ども自身を主体者として、子どもに大切にしてほしいことが述べられていることは、本条例の特徴といえることから、本条例が子どもの成長にとって道しるべとなるよう、適切に周知等を行っていただくことを要望します。

3. 保護者の役割について

第7条では「保護者の役割」を規定されていますが、就労の多様化や地域とのつながりが希薄化するなど社会環境の変化により、保護者の負担や不安、孤立感が高まっていることから、保護者へ過度な負担がかからないよう配慮するとともに、支援を必要とする保護者が相談しやすい環境を作っていただくことを要望します。

4. 条例の推進にあたって

本条例の主役である子どもをはじめ、全ての市民に広く条例を知ってもらえるようしっかりと周知・啓発を行っていただくことを要望します。

また、この条例が目指す、様々な立場の人たちが子ども・子育てを応援するまちを実現していくためには、各主体である市や保護者・学校等・地域住民・事業者がそれぞれの役割を果たすことが重要です。

このため、今後、市が策定する子ども・子育てに関する諸計画において、各主体の活動や取組みを促進する施策・事業を具体化していただくとともに、計画に掲げる施策・事業を実行できる体制と予算の確保をしっかりと行っていただくよう要望します。